

# 令和5年度第2回 徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

## 1 日 時

令和5年11月16日(木)  
15時30分から16時20分まで

## 2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

## 3 出席者

### 【委員】(15名)

櫻木章司、森泉摩州子、森恭子、高原光恵、益田暁子、井後浩二、冨樫一美、  
原照代、相原佳子、佐々木才子、林徳太郎、石田実、笠井章夫、平光江、  
佐藤正

### 【事務局】

障がい福祉課、健康づくり課、労働雇用戦略課、住宅課建築指導室、  
ダイバーシティ推進課、教育委員会特別支援教育課、他

## 4 会議次第

i 開会

ii 議事

徳島県障がい者施策基本計画(素案)について

iii 閉会

## 【議事 1 徳島県障がい者施策基本計画（素案）について】

（事務局説明）

（会長）

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご意見やご要望、ご質問などございましたら、挙手あるいは発言の合図を出していただければと思います。

（委員）

資料 3 1 ページの「消費者トラブルの防止」のところですが、障がい者の方は特殊詐欺などに巻き込まれやすいという傾向にあると思います。障がい者の方も、最近ではタブレットを使ったり、スマートフォンを活用したりして生活されている方も非常に多いです。そのなかでメールの送信がかなり多いようで、そのメールが本当に自分に来ているのかどうかという判断がなかなか難しいことがあるようです。誤って返信をしてしまったというようなことを聞くことが多くなってきました。そこで、40 ページに、令和 5 年 8 月から ICT サポートセンターが県の方で設置されたということですので、もし、この機会にこういうアドレスにはアクセスしないほうがいいなど、悪徳メールに騙されないようにする対処法というものも、その障がい者 ICT サポートセンターで教えていただけるとありがたいと私自身感じました。

（会長）

ご意見ありがとうございます。ただいまのご意見に対して、ICT サポートセンターの活動内容に関して、何か事務局の方からフォローいただけるところはありますでしょうか。特殊詐欺などの被害に遭わないため等の視点を含めてございますか。

（事務局）

障がい福祉課です。本年度 8 月に、障がい者交流プラザにある視聴覚障がい者支援センターに ICT サポートセンターを設置しまして、今のところ、視覚障がい者・聴覚障がい者を対象としております。

この消費者トラブルに関する消費者教育ですが、別の事業で、研修等をしていただいております。今年度もデジタルの進化ということに関しても研修内容に入れていただけるようにしております。

（会長）

ありがとうございます。障がい種別にかかわらず、こういった被害を防止するという取組については、積極的に対策できるようによろしくお願いいたします。

続いての質問、よろしくお願いいたします。

（委員）

私は精神科医療に携わる者の立場から、お話をさせていただきたいのですが、資料 2 の 33 ページからのところが、いわゆる保険医療の充実というあたりになります。ここで、精神障がいに関して、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が最近、かなり重要な位置を占めるということで、この素案のなかにも触れられています。具体的に言うと、34 ページの 2 の「地域精神保健医療福祉の充実」の「政策の方向性・具体的な取組」、1 番目のところです。「入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行の推進により、いわゆる社会的入院を解消し、精神障がい者が地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、『精神障がいにも対応した

地域包括ケアシステム』の構築を進めます。」というような記述になっています。確かに、長期の入院の人に対する支援ということも、地域精神保健、あるいは障がい福祉に関しては、重要な位置づけではあるかとは思いますが、この記述であると、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」というものの目的が、いわゆる早期退院、入院期間の短縮であるとか、あるいは地域移行の推進だけに何か目的があるような読み方をしてしまいそうなので、ここのところについて、もう少し記述の工夫をしていただけないかと思えます。

いわゆる「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」というものは、精神障がいの有無や程度にもかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるように重層的な連携、これは社会のいろいろなファクターがあるわけですが、我々の医療もその一つでありますし、例えば保健や障がい福祉であるとか、あるいは住まいの確保、居住支援、社会参加、当事者あるいはピアサポーターといった考え方、それから家族、それから地域で市町村を中心に相談支援をやるというようなことで、人材育成というようなことがものすごく大事になってきて、そのことが重層的に絡まってやっていくということが地域包括ケアシステムだというように考えています。ですから、ここの記述のあり方というのが一面的で、広がり欠けるというような感じがいたします。

同時に作成されている県保健医療計画のなかでは、例えば、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」、これの構築ということによって、切れ目のない医療、障がい福祉、介護等のサービス、これが利用できるというようなことを言っております。同時に改定される計画ですので、その辺の整合性も保ちながら、この辺の記述、いわゆる社会的な入院の解消というものも、かなり概念としては古い概念になってきていますので、その辺を新しい考え方をしながら、地域包括ケアシステムをどのように構築していくかを考え、そのためには、普及啓発や相談支援、あるいは地域における支援や、危機介入、それから我々の診療機能、拠点機能というようなところで、医療計画の方は目標を立てておられるので、その辺の整合性も保ちながら、少々この古色蒼然とした表現というものを検討していただければというように考えています。以上です。

(会長)

どうもありがとうございました。ただいまのご意見、本質的なものを、より文章表現に反映できるようにといったご要望が出たかと思いますが、事務局としてはいかがでしょうか。コメントよろしくをお願いします。

(健康づくり課)

健康づくり課です。ご意見ありがとうございました。

委員からご指摘いただきましたとおり、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」といいますものが、精神障がいの有無にかかわらずと、医療や精神保健等、様々な分野で関わられている方との連携のもと、それから、当事者の方々をはじめ多様な方の重層的な支援から成る概念ということを認識しております。

委員がおっしゃいましたように、医療計画との整合性を保ちながらというところは、指針のほうでも、掲げているところがございますので、足りない部分というのは今後詰めるようにさせていただければと思いますので、どうもありがとうございました。

(委員)

よろしくをお願いします。

(会長)

どうもありがとうございました。

それではここで、重点項目1に関わることかと思いますが、心のバリアフリーや、ある

いは合理的配慮に関して、いろいろと動きはありますが、来年度4月からの障害者差別解消法の改正法施行といった事案などもございますので、企業での合理的配慮に関する捉え方など、何か情報がありましたら委員から可能な範囲で、情報提供をいただけますでしょうか。

(委員)

合理的配慮に関することばのなかで、「過度な負担」という点についてお話を少しさせていただきます。

「合理的配慮指針」というものがございまして、そのなかに合理的配慮に関する基本的な考え方というものが4点ほどございます。そのうちの過度な負担に関係するような所の2点を申し上げますと、個々の事情を有する障がい者と事業主との相互理解のなかで提供されるべき性質であるというものが1つです。また、2点目に、過度な負担にならない範囲で、職場において支障となっている事情等を改善する合理的配慮に係る措置が複数ある時、事業主は障がい者との話し合いの下、その意向を十分に尊重した上で、より提供しやすい措置を講ずることは差し支えないこと。また、障がい者が希望する合理的配慮に係る措置が過重な負担であるときは、事業主は当該障がい者との話し合いの下、その意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で合理的配慮に係る措置を講ずることといったことが書かれております。

過重な負担というものは、どういうものを指し、誰がどのような基準で判断するのかということですが、6つの要素を総合的に勘案しながら、個別の措置ごとに事業主が判断することになります。項目を申し上げますと、事業活動への影響の程度、実現困難度、費用・負担の程度、企業の規模、企業の財務状況、公的支援の有無といったこととございます。以上のようなところを考えていただきながら、合理的な配慮をしていただきたいということとございます。

事業主は合理的配慮に係る措置が、事業主に対して過重な負担を及ぼす場合には、合理的配慮を提供する義務はございません。といいながら、今申し上げたように事業主が障がい者との話し合いの下、その意向を十分に尊重した上で措置を講ずるということが大事なこととなっております。簡単ではございますが、以上となります。よろしく申し上げます。

(会長)

どうもありがとうございました。

具体的な合理的配慮に関する御説明、それから実際に働く場での捉え方ですとか、課題に関する情報提供だったかと思えます。

それでは、委員の皆様から、このことに関連したものや、他のことに関連しましても、素案について質問やご要望等ございませんでしょうか。

既にご質問のあった表現や、内容の修正等についてはご要望がございしますが、もし、事務局の方から、このあたりについてより意見を伺いたいというようなところはありませんでしょうか。なかなか出てこないというのであれば、もしかしたら、もちろん修正希望があった部分は除いて、現段階での素案については完了されている部分が多いのかなとも思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

インクルーシブ教育のところでも少しお願いしたいと思っております。今回の素案で最初の趣旨のところでも、令和4年度の障害者権利条約に関する勧告のことも触れられていまして、そのなかでもインクルーシブ教育のシステム推進ということも最初に書かれております。22ページです。そこは教育環境の整備で、管理するチームという教育体制を支援していくために、教員の専門性を向上させていくと書かれておりますので、引き続きお願いしたいということが1点と、一方21ページのところで、支援学校の生徒さんが増えてきている

なかで、地域に帰りたいという御家族や御本人さんがいらっしゃる時のそこへの具体的な取組が、前はそれに対しても、地域や学校等でさらに推進していくというような表現があったと思いますが、今回の素案では、あまり強調はされておらず、支援をしていくけれども、やはり支援学校を希望されることが多いこともあり、そちらの方がより重点化されるのかなというような印象を受けました。

実際、地域でインクルーシブ教育を受けたいという御本人さんの希望等はどう実現していくのかなというあたり、少しお話をお聞かせいただければと思います。

(会長)

御意見ありがとうございます。この点について、事務局の方からよろしく願いいたします。

(特別支援教育課)

特別支援教育課です。御意見ありがとうございます。今、特別支援学校の児童生徒数は増えていますが、実は、小中学校の特別支援学級や通級指導教室の人数も非常に増えておりまして、特別支援教育課としまして、特別支援学校だけではなく、特別支援教育という視点が小中学校の通常の学級や特別支援学級に移行しているということは把握しております。そういったことも踏まえまして、私たちも別の会ではありますが、特別支援学級の運営充実推進委員会を立ち上げまして、小中学校で学ぶ子供たちが特別支援学級や通常の通級指導教室で学べるような支援体制や、通常の学級に在籍しながら自立活動を学べる通級指導教室の設置についても、教室数を増やすということで、昨年度から、そういった整備の方を進めております。委員御指摘のとおり、今、特別支援教育の視点が小中学校のほうに移行しておりますので、そういった点も踏まえて、小中学校の特別支援教育を進めるような視点を引き続き構築していきたいと思います。以上でございます。

(会長)

どうもありがとうございました。文言としては、大枠というかつまり、指針を示す基本計画ですので、文章としては大枠になっているところですが、実際には、かなり具体的な活動が次々と実施されているというような状況かと感じました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

他に御意見ありますでしょうか。

それでは、他に無いようでしたら、ただいまの皆様方の御意見を踏まえまして、引き続き積極的な取組となるよう事務局にお願いしたいと思います。

これにて議題の1を終えることといたします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。今回の協議会に関する記事録の公開内容については、私に一任いただいでよろしいでしょうか。

(各委員) (「異議なし」)

(会長)

ありがとうございます。それでは進行を事務局の方へお返しいたします。

(事務局)

委員の皆様方には本日はお忙しいなか、御議論いただきありがとうございました。また、第3回の会議を開催予定としております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第2回徳島県障がい者施策推進協議会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。